第百七十七回国会

参議院財政金融委員会会議録第十一号

平成二十三年五月一日（日曜日）
午後五時開会

委員の異動

四月二十八日
辞任　補欠選任
姫井由美子君　櫻井　充君
荒木　清寛君　西田　実仁君

五月一日
辞任　補欠選任
西田　実仁君　荒木　清寛君

出席者は左のとおり。

委員長　藤田　幸久君
理　事　大久保　勉君
舟山　康江君
愛知　治郎君
佐藤ゆかり君
竹谷とし子君
委　員　尾立　源幸君
風間　直樹君
金子　洋一君
川上　義博君
櫻井　充君
田中　直紀君
中谷　智司君
水戸　将史君
鴻池　祥肇君
塚田　一郎君
西田　昌司君
野上浩太郎君
林　芳正君
古川　俊治君
中西　健治君
大門実紀史君
中山　恭子君
国務大臣　財務大臣　野田　佳彦君
副大臣　財務副大臣　櫻井　充君
事務局側　常任委員会専門員　大嶋　健一君

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○連合審査会に関する件
○政府参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件

○委員長（藤田幸久君）　ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十八日、姫井由美子さんが委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長（藤田幸久君）　理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤田幸久君）　御異議ないと認めます。

それでは、理事に竹谷とし子さんを指名いたします。

○委員長（藤田幸久君）　東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。野田財務大臣。

○国務大臣（野田佳彦君）　ただいま議題となりました東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今般、東日本大震災に対応し必要な財政措置を講ずるため、平成二十三年度補正予算を提出し御審議をお願いしておりますが、本法律案は、これに必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計、外国為替資金特別会計、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する特別措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成二十三年度において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、一兆五百八十八億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第二に、平成二十三年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、約二千三百九億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第三に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成二十三事業年度について、特例業務勘定における積立金のうち、一兆二千億円を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととしております。

第四に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成二十三事業年度について、高速道路勘定から、二千五百億円を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（藤田幸久君）　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

野田財務大臣は御退席いただいて結構でございます。

○委員長（藤田幸久君）　次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について、厚生労働委員会及び国土交通委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤田幸久君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤田幸久君）　御異議ないと認め、さよ

う取り計らいます。

○**委員長（藤田幸久君）**　次に、連合審査会における政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案審査のための連合審査会に政府参考人及び参考人の出席要求があった場合には、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（藤田幸久君）**　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立を求めることに関する請願（第四六三号）

一、消費税増税の中止と医療を始めとする生活必需品にゼロ税率の適用を求めることに関する請願（第四六四号）

第四六三号　平成二十三年四月十九日受理

国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立を求めることに関する請願

請　願　者　大阪市港区三先二ノ二〇ノ六九ノ五〇七　門口広見　外五百九十八名

紹介議員　山下　芳生君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第四六四号　平成二十三年四月十九日受理

消費税増税の中止と医療を始めとする生活必需品にゼロ税率の適用を求めることに関する請願

請　願　者　兵庫県芦屋市高浜町八ノ二ノ三四三　大澤芳　外百四十七名

紹介議員　山下　芳生君

この請願の趣旨は、第四四六号と同じである。

五月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、平成二十三年度において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等に関する措置を定めるものとする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ）

第二条　政府は、平成二十三年度において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、一兆五百八十八億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3　前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

（外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ）

第三条　政府は、平成二十三年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、二千三百八億五千八百九十六万千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例）

第四条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成二十三事業年度については、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。次項において「債務処理法」という。）第二十七条第三項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する特別の勘定において同条第三項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち一兆二千億円（次項において「鉄運機構の特別国庫納付金額」という。）を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　鉄運機構の特別国庫納付金額は、債務処理法第二十七条第三項の規定による積立金の額から減額して整理するものとする。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等）

第五条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この条において「高速道路機構」という。）は、平成二十三事業年度については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。第三項において「高速道路機構法」という。）第二十一条第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する高速道路勘定から、二千五百億円（以下この条において「高速道路機構の特別国庫納付金額」という。）を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　高速道路機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社は、高速道路機構が前項の規定により高速道路機構の特別国庫納付金額の納付を行うために必要な限度において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第四条第一項に規定する同意計画を変更しなければならない。

3　第一項の規定により高速道路機構が行う高速道路機構の特別国庫納付金額の納付（納付のための借入れに係る債務の返済を含む。）については、高速道路機構法第十二条第一項第二号に掲げる業務とみなして高速道路機構法の規定（これに基づく命令を含む。）を適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号を次のように改める。

三　前項の規定により一般会計に承継された機構債務に関する事項及び東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成二十三年法律第　号）第五条第一項に規定する高速道路機構の特別国庫納付金額（第四項において単に「特別国庫納付金額」という。）に関する事項

第四条第四項第三号を次のように改める。

三　当該計画の実施による第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額の額が、第一項の措置による機構債務の負担の軽減額から特別国庫納付金額の納付による機構の負担の増加額を減じた額に見合う額となるものであると認められること。